

令和3年9月定例会 消費者・環境対策特別委員会(付託)

令和3年9月28日(火)

[委員会の概要]

寺井委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子(案)について(資料1)

谷本危機管理環境部長

この際1点、御報告申し上げます。お手元に御配付の資料1を御覧ください。徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子(案)についてでございます。

徳島県版・脱炭素ロードマップにつきましては、2050年カーボンニュートラル実現に向け、本県の2030年度目標である、2013年度比、温室効果ガス実質排出50パーセント削減、自然エネルギーによる電力自給率50パーセントの達成を確実なものとするため、新たな重点施策を設けるとともに、具体的な取組と行程をお示しするものです。推進期間につきましては、2021年度から2030年度までとし、脱炭素化を加速する自然エネルギー最大限導入、水素グリッド構想の推進、循環経済への移行の三つを重点施策とし、県、市町村、民間企業等が一体となって本県の地球温暖化・脱炭素対策を戦略的に推進することとしております。

今後は、徳島県環境審議会をはじめ、県議会での御論議、また、パブリックコメントなどを踏まえ、本年中に策定してまいりたいと考えております。報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

原委員

私からは、特定外来生物ナガエツルノゲイトウについて質問させていただきます。

令和2年度9月の消費者・環境対策特別委員会の大塚議員の質問にもありましたが、現在でも鳴門市内の河川などでナガエツルノゲイトウが繁殖しており、最近では淡路島のため池でも繁殖が確認されています。

ナガエツルノゲイトウとは、どのようなものなのか、また繁殖すると河川などにどのような影響を及ぼすのか、改めてお伺いしたいと思います。

坂本河川整備課長

ただいま、原委員より、ナガエツルノゲイトウのことにつきまして御質問いただいております。

ナガエツルノゲイトウにつきましては、南米原産の多年生の水草でございまして、用水路、河川、ため池など水辺の湿った環境で生育繁茂しまして、生態系や農林水産業へ被害を及ぼすおそれがございます。

このことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律におきまして、環境省の特定外来生物に指定されておりまして、栽培や運搬等の規制を行うとともに、必要に応じまして国や自治体が防除を行うこととなっております。

河川などの治水面上におきましては、大量に繁殖しますと水の流れも止まり、また水門、樋門<sup>ひもん</sup>、排水ポンプの運転の支障、また船の運行等の水面の利用、河川環境に悪影響を与えることなど、河川管理上そのまま放置できない場合が多く、可能な限り除去作業に応じることといたしております。

原委員

鳴門市では、昨年末に鳴門市ナガエツルノゲイトウ防除対策協議会という組織ができております。国や地元団体をはじめ、グリーン社会推進課や河川整備課など、県の組織も関わり、ナガエツルノゲイトウの対策を行っているという聞いております。

河川や農業用排水路等で繁殖が見受けられますが、この組織の概要とどのような取組を行っているのか、教えていただけますか。

坂本河川整備課長

ただいま、鳴門市ナガエツルノゲイトウ防除対策協議会の組織の概要と取組の内容について、御質問いただきました。

特定外来生物であるナガエツルノゲイトウにつきましては、特に鳴門市内の農業用排水路や河川などで繁茂が確認されております。このため、ナガエツルノゲイトウの防除や鳴門市の農産物のブランド維持、また出水時の排水路の機能保持、こういったことを目的といたしまして、鳴門市の環境政策課を事務局といたしまして、鳴門市、また地元関係団体、学識経験者、国及び県などの関係機関により、地域ぐるみの防除対策を積極的、継続的に推進することを目的といたしまして、鳴門市ナガエツルノゲイトウ防除対策協議会が、令和2年12月23日に設置されております。

協議会の活動内容といたしましては、ナガエツルノゲイトウの防除に係る目標や課題の情報共有、また鳴門市ナガエツルノゲイトウ防除実施計画に基づきます、繁殖の現状把握及び防除の実施、また、地域全体の環境意識の醸成と防除が持続できる仕組みの調査研究・確立、被害の予防策や外来生物法の普及啓発などでございます。

原委員

新池川や撫養川など県管理河川における繁殖の状況と、これまでの取組も併せて教えていただけますか。

坂本河川整備課長

繁殖の状況とこれまでの取組ということで御質問を頂いております。

本県におきましては、平成17年に旧吉野川や今切川で初めて確認されて以降、鳴門市内の河川におきましても確認されるようになっております。このため、県におきましても自ら防除ができるよう、ナガエツルノゲイトウ等特定外来生物の防除に関する県の防除実施計画書に基づきまして、国から特定外来生物の防除計画の確認を受けまして、防除に努めてきたところでございます。これまで、大谷川や新池川などにおきまして定期的な河川巡視を行うとともに、ナガエツルノゲイトウを発見した場合には速やかに除去、また焼却処理を実施してきております。

原委員

県管理河川における今後の取組をどうしていくのか、教えていただけますか。

坂本河川整備課長

先ほども申し上げましたとおり、ナガエツルノゲイトウが大量に繁殖いたしますと河川環境の悪化、また水門、樋門<sup>ひもん</sup>など河川管理施設への支障が懸念されることになっております。引き続き、鳴門市ナガエツルノゲイトウ防除対策協議会におきまして、鳴門市、地域団体、また国等の関係機関と発生状況や除去の状況、手法等の情報交換を行いまして、効果的な手法で緊急性、重要性、効果などを踏まえまして、大量繁殖とまらないよう除去作業を実施してまいりたいと考えております。

原委員

このナガエツルノゲイトウという植物は、大変厄介な植物でありまして、地球最悪の侵略植物とも言われております。本県でも、農作物や生態系への悪影響が懸念されており、抜本的な対策も推進していく必要があると思います。国、県、地元団体、協議会をはじめ民間の方が動いていただかないと、少しの根でも残っていればそれが流れていき、繁殖すると大変厄介であります。是非、県としても更なる強化を推進していただきたいと思っております。

次に、資料1に基づいてお話しさせていただきたいと思っております。徳島県版・脱炭素ロードマップの骨子(案)について、先ほど御説明がありましたが、詳細については今後、検討されていくことと思っております。

この重点施策、水素グリッド構想の推進の中に、グリーン物流の推進とあります。このグリーン物流について、どういうものなのか説明をお願いできますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、原委員から、グリーン物流について御質問を頂きました。

一般的にグリーン物流とは、物流システムの改善により、物流段階における二酸化炭素排出量を削減する取組の総称であります。輸送手段を小規模なものから大規模なものへと変更するモーダルシフトですとか、各地に分散している拠点及び配送網を集約、再編成す

る輸送拠点の集約，また各企業が別個に行っている流通業務を共同化して車両の走行台数や走行距離を減らす共同配送，一度に運搬可能な積荷の量を増やし，エネルギー利用効率を向上させる車両等の大型化などに分類されております。

#### 原委員

グリーン物流の概要については大変よく分かりました。

それでは，徳島県版・脱炭素ロードマップでは，グリーン物流を具体的に今後どのように推進していくのか教えていただけますか。

#### 杉山グリーン社会推進課長

運輸部門における二酸化炭素排出量は日本全体の約2割，本県の総二酸化炭素排出量の約2割を占めております。国のデータによりますと，運輸部門の二酸化炭素排出量のうち約9割が道路交通によるものとなっております。トラックをはじめとする自動車中心の物流システムの改善は，脱炭素社会を実現する上で重要な課題となっております。その削減に向けては，まず物流・人流を支える乗用車や商用車等の脱炭素化が不可欠であると考えております。

物流産業における主要な二酸化炭素排出源となっておりますトラックをはじめ，各輸送手段の脱炭素化に向けた取組として，利用時に二酸化炭素を排出しない水素等のエネルギーへの転換を促進していくことが必要であります。

本県では，今年11月にもFCバスの路線運行の開始が予定されるなど，水素モビリティの実装は着実に進んでおります。本県の強みである水素を活用したグリーン物流について，今後，ロードマップの中で検討してまいりたいと考えております。

#### 原委員

本年11月には，燃料電池バスをはじめとする多様な水素モビリティの拡大が進んでいるということですが，骨子にある水素トラックについてはまだ実用化がされておらず，市販化されていないと思いますが，FCトラックの現状について，分かる範囲でいいので教えていただけますか。

#### 杉山グリーン社会推進課長

2020年3月にトヨタ自動車株式会社と日野自動車株式会社が燃料電池大型トラックの共同開発を発表し，2022年春から運行実証が行われることが発表されております。

また，福岡県では本年8月から12月にトヨタ自動車の市販化前の燃料電池トラックを1台借り受け，福岡県トラック協会と連携し，県内の全水素ステーションを活用した輸送実証を行うと発表されております。

さらに，本年8月にコンビニ3社，セブンイレブン，ファミリーマート，ローソンが水素を燃料とした燃料電池小型トラックを導入し，配送の実証実験を開始しております。燃料電池トラックはまだ市販された物はありませんが，こうした実証により実用化され市販化された後には速やかに普及するものと期待しております。

## 原委員

現段階では、まだF Cトラックは実証実験段階ですが、大型車両についてはE VよりF C Vのほうが優れていると言われております。大型燃料電池車両の導入が進むことにより、水素のメリットを十分発揮できるよう取組を推進していただきたいと思います。何か思いなどがあれば教えていただけますか。

## 杉山グリーン社会推進課長

燃料電池自動車は、長い走行距離や短い充填時間など、水素の長所をより生かすことができる長距離輸送用途を中心に活用が期待されております。今後は、F Cトラックの実用化に向けた国内外での実証事業などの情報を収集するとともに、県版脱炭素ロードマップの中に導入促進を位置付け、取組を進めてまいりたいと考えております。

## 原委員

四国のゲートウェイと言われる鳴門市に是非とも水素ステーションを設置していただくことを強く要望して、私からの質問を終わりたいと思います。

## 福山委員

消費者政策における特殊詐欺被害の防止についての質問をさせていただきます。

市役所や税務署の職員のふりをした犯人が、還付金や給付金の支給を装い、A T Mを操作させるなどの還付金詐欺が、今年5月に県内で3年ぶりに確認されるなど、特殊詐欺の被害は私の地元徳島市をはじめ、広い地域で高齢者を中心に発生しているとのことです。

そこで、県内の被害状況等、特殊詐欺の被害防止に向けたこれまでの県の消費者行政の取組について教えてください。

## 熊尾消費者政策課長

ただいま、福山委員から、特殊詐欺に係る県内の被害状況並びにこれまでの取組についての御質問を頂きました。

まず、還付金詐欺や架空料金請求詐欺などの、いわゆる特殊詐欺に係る被害状況につきまして、今年の上半期1月から6月まででございますけれども、この上半期の本県におけます特殊詐欺被害につきましては、15件ということで昨年よりも2件増えている状況でございます。被害額につきましては1,217万円と、昨年の1,795万円からは減少している状況でございます。

これまで県におきましては、消費者情報センターでの相談業務におきまして、県内外の最新事例を基に、きめ細やかなアドバイスを的確に行うとともに、特殊詐欺の発生事例について、専用のホームページや2,200件を超える登録者へのメールマガジン、また毎週実施しておりますラジオ広報による手口の紹介と被害防止の注意喚起など、タイムリーな情報発信を実施してきたところでございます。

また、消費者庁の新未来創造戦略本部をはじめ、県警や市町村などと連携をいたしまして、全国に先駆けて、県内全市町村に設置をされました見守りネットワーク、こちらを活

用するとともに、消費生活コーディネーターの協力を得まして、挙県一致による事前防止に努めてきたところでございます。

特殊詐欺の被害防止につきましては、県民の皆様への情報周知が特に重要であるということから、引き続き各種媒体を活用して情報発信を行うとともに、関係機関と連携をしまして、被害防止に努めてまいりたいと思っております。

#### 福山委員

今年上半期の被害件数は2件増加したものの被害額は大幅に減少したとのことであり、これは関係各機関の努力によるものと考えます。一方、最近の報道を見てみると9月1日から6日にかけて、県内4市町の60代女性4人が相次いで還付金詐欺の被害に遭ったとのことであり、先週には鳴門の80代の女性が1,300万円もの架空請求詐欺の被害に遭ったことが報道されたところであり、引き続き緊張感を持って臨まなければならないと考えています。

被害の防止に向けては、消費生活相談と広報啓発を両輪とする県消費者情報センターの役割がますます高まるものと考えますが、新しいセンターを活用し、どのように被害防止策を推進していくのか伺いたいと思います。

#### 熊尾消費者政策課長

ただいま、新しいセンターを活用した被害防止策についての御質問を頂いたところでございます。

県消費者情報センターには、特殊詐欺被害につながる可能性があった消費者相談が毎年100件を超えて寄せられているところであり、消費者は正に危険と隣り合わせで生活をしているといっても過言ではないと思っております。そこで、これまでの対応を更に強化するため、年内にアミコビルへの移転を予定してございます県消費者情報センターでは、移転の機を捉え、新たに啓発コーナーを設けることとしておりまして、オープニング企画として、特殊詐欺をテーマとした動画の放映や啓発パネルの活用など、県民の皆様には危機感を共有いただける、分かりやすい展示を行いたいと考えております。

また、特殊詐欺は年々巧妙化をしているということから、これまで以上に迅速かつ丁寧な情報発信が不可欠であると考えております。そこで、常に最新の被害状況を注視しつつ、新たにメールマガジンの臨時発行やSNSによる発信を行うことで、情報発信機能を強化してまいりたいと考えております。

引き続き、消費者相談の最前線基地でございます県消費者情報センターにおきまして、アンテナを高くして県内外の最新事例を収集するとともに、県民の皆様への情報発信について、創意工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

#### 福山委員

新たなセンターについては、工夫を凝らした新たな取組を行うとの説明がありましたが、どんどん工夫をしてやっていただきたいと思っております。加えてになりますが、特殊詐欺の被害防止に向けて、本県の強みである消費者庁新未来創造戦略本部や県警などの関係機関との更なる連携について、工夫の余地があれば、お答えいただけたらと思っております。

熊尾消費者政策課長

ただいま、福山委員から、特殊詐欺の被害防止に向けた関係者との更なる連携について御質問を頂きました。

現在、戦略本部におきましては、特殊詐欺の被害を受けた方の心理的な特徴を具体的に調査をし、高齢者をはじめとしたターゲットを絞った効果的な情報発信など、今後の施策に反映しようとする新たな調査、研究プロジェクトの企画が進められております。本県も、カウンターパートとして県警と共に積極的に連携協力してまいりたいと考えております。

また、県警と連携をいたしまして、来月にも県と県警、市町村見守りネットワークの合同Web会議を開催いたしまして、ここ数か月で急増しております還付金詐欺被害につきまして、情報提供と注意喚起をする予定としております。

今後も戦略本部をはじめ、県警、市町村見守りネットワークと連携をいたしまして、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

福山委員

消費者政策における特殊詐欺被害の防止について、取組状況を詳しく説明していただきました。年々、巧妙化する特殊詐欺の被害を未然に防止し、特殊詐欺の被害から県民を守るため、関係機関との連携を密にし、今後とも創意工夫を凝らして具体的な実践を行っていただくことを期待して、私の質問を終わります。

古川委員

私からも、徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子(案)が示されましたので、何点かお聞きをしたいと思います。

まず、この脱炭素の取組については、地方がしっかりとやっていかなければいけない取組だと考えております。国のロードマップでも、地域脱炭素ロードマップ、地域というのが付いています。副題は、地方から始まる次の時代への移行戦略ということですから、この脱炭素の取組というのは、地域の課題を解決して、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献をしていくのだということが打ち出されていますので、地方がとにかくしっかりと取り組んでいかないといけないと思っています。

一つは、その温室効果ガスの排出にしても圧倒的に都市部が多いのですけれど、CO<sub>2</sub>の吸収源となる森林は、圧倒的に地方が多いですね。

また、自然エネルギーの電力自給率にしても、電力消費というのは圧倒的に都市部が多いのですけれど、再生可能エネルギーの導入適地というのは、都市部はそんなにないわけですね、とにかく地方がしっかりと頑張っていないといけない。ですから、全国平均の目標を地方は都市部もカバーしていくぐらいの勢いでやっていかないといけないと思うのですけれども。そういう意味で、今回の目標については、もう少し野心的な目標設定というのができないかなという印象を持っています。

温室効果ガスの排出値は実質と付けているので、吸収源は考えていないのかなとは思いますが、そのあたりの目標設定の考え方をまず教えてもらえますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、目標設定の考え方について御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、都市部においては大量の電力を消費する一方で、再生可能エネルギーのポテンシャルはそれほど高くない。一方、地方は再生可能エネルギーのポテンシャルが高く、第6次エネルギー基本計画における電源構成としては、再エネ電力が36から38パーセントとなっております。この目標は、日本全体で達成するためには、再エネポテンシャルが豊富な地方において、更に上積みが必要と認識しているところでございます。

地域で利用するエネルギーの大半は、輸入される化石資源に依存している中、地域の企業や地方自治体を中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再生可能エネルギー等のポテンシャルを有効利用することで、地域の経済収支の改善につながることを期待できると考えております。

また、環境省において、2015年度の市町村別エネルギー代金の、地域内と地域外の収支について、産業関連表を用いて算出したところ、約9割の市町村で地域外への支出が上回り赤字となっております。地元の自然資源を生かして、食料や木材等を補う、賄うことは、地域産業を支えることにつながる。エネルギーも同じでありまして、地域資源を生かし消費する地域から、生み出す地域に移行することにより、その収益を地域内で再投資することで、新たな産業と雇用を生み、地域内で経済を循環させることができると認識しております。

さらに、都市部では、再エネポテンシャルが十分ではないことから、広域連携が必須と言われておりまして、地方で作った再エネ電力を都市部へ送ることで、再エネ発電地域の経済を活性化する取組を進めていく必要があると考えております。

そこで、本県では自然エネルギー電力自給率50パーセントを掲げているところで、今回の県版ロードマップにおいても、その確実な活性に取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

自然エネルギーの再エネ自給率、国は36から38パーセントだが、県は50パーセントで14から12パーセントぐらい上積みしている。それでということなのかなと思いますけれど、もう1回、この再エネの自給率、国がこの36から38パーセントを実現するために、また温室効果ガスの排出を46パーセント削減するために徳島県がどこまでやったらいいのか、徳島の県土面積とかも勘案しながら、どれぐらいやったら、そういうバックキャストिंगというのかな、そういうふうな形でもう1回設定を考えて、徳島がここまでやったらできるのだということを考えてほしい。当然、そのために財源は、国から、また都市部から持ってきて、予算を確保して、それで地方創生も図っていくという観点で考えていってほしいと思っています。

具体的などころを聞いていきたいのですが、まず自然エネルギーの導入の部分なのですが、まず一番上に、この促進区域の設定、徳島ならではの市町村支援をしていく。これを一般質問でも、黒崎委員も聞かれたし、私も意見を述べさせていただきました。

とにかく市町村が主催者となってやってもらう、地域の理解が本当に大事なのだということをおっしゃっていただきましたので、この徳島ならではの部分というのは、どういうことを

考えているのか教えてもらえますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、徳島ならではの促進ということで御質問を頂きました。

いわゆる、ゾーニングは再エネ施設が無秩序に立地しないよう、再エネ立地の制限又は促進を図る区域を定めることとございます。山梨県とか、和歌山県、兵庫県、岡山県の4県と多数の市町村で制定されている、再エネ立地を規制する条例は、立地に当たっての届出や許可といった手続の他に、区域を指定して再エネ立地を制限・禁止するものがございます。再エネ立地に伴う事業者と地域のトラブルが全国で相次いだことで、現行ではこのように再エネ立地を制限するゾーニングが注目されているところでございます。

一方、改正地球温暖化対策推進法の促進区域制度は、再エネ導入拡大に向け再エネ事業者の適地を見える化し、地域の合意形成を促す仕組みとなっております。市町村は促進区域設定に当たりまして、環境保全に関する、まず国による基準、次に都道府県による基準、これらを踏まえることとされております。

改正地球温暖化対策推進法における県の役割としては、先ほど言いました環境配慮基準になるのですが、この策定が求められているだけでございますが、本県では更に一步踏み込んで、再エネ事業の適地を見える化し、円滑な地域の合意形成を図り、再エネ事業を誘致するためのいわゆるポジティブゾーニングを提示することを考えております。

また、促進区域においては、事業者は関係許可等の手続のワンストップ化、それから環境影響評価法に基づく配慮手順の省略といった特例の適用も受けることができます。

また、促進区域の設定に当たりましては、住民その他利害関係者の意見聴取ですとか、関係地方公共団体の意見聴取、地域の関係者から構成される実行計画協議会で協議といった地域の合意形成の手続が経られているため、事業者はより円滑に再エネ事業を行うことができると考えております。

リードタイムが短い太陽光発電を中心に再エネ施設が円滑に立地できるよう市町村と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

すごく丁寧には言ってくれたのですがけれども、まずポジティブゾーニングをしっかりとやっていくというのは、全然徳島ならではのではないわけ。促進区域というのはポジティブゾーニングをするための制度だからこれは当然なのです。ポジティブゾーニングをどうやっていくか、今最後に市町村と一体となつてと言われたのですが、どう一体となるのか、その具体策を聞いているのです。

どうやって一体となるか、そこが難しいわけでしょ。単なるお願いとか説明とかではなかなか動いていかないではないですか。そのあたりをどう知恵を絞っていくのか、というのを聞いています。

杉山グリーン社会推進課長

今回の答弁でもさせていただきましたが、主に人的支援、県にも電気の職員とか専門の職員もおります。また私たちが幾ばくかのノウハウを持っておりますので、市町村に出向

いて一緒に現地で調査するとか、あるいは国も専門人材を派遣する制度がございます。そういうのを活用する市町村の支援を、活用の支援になるのですけれども、そういうことをやってまいりたいと考えております。

古川委員

ともかく市町村には取組が難しいところ、専門的な知識というのがなかなか難しいと思うのです。そのあたりをどう県が補完してあげるかというのを考えていかないと、市町村は、今の事務でも手一杯だから新しいことはなかなかできないというのが現状だと思うのです。それを進めていかないといけないわけですから、本当はかなりのでこ入れをしてあげないと進んでいかない。また国から県からこんなことを言ってきたな、これ大変だなということで他の市町村の状況を見ておこうかみたいな、そうなるのが見えていますよね。

だから先ほども言った、国もエネルギーとか金融等の知見、経験を持つ人材派遣の強化をやる就打ち出しているわけだから、これをしっかり獲得して、この人材をしっかりと市町村へ回して、県の職員とそういう専門家一人でもつらいから、24市町村あるわけだから、ペアで組んで回って行くぐらいのことを、是非来年当初予算でしっかり組んでやってほしいと思っております。

2番目のPR効果の高い県施設への率先導入、これも私は一般質問で話しました。答弁の中では知事から設置可能な県有施設を調査すると明確な答弁も頂きましたので、この設置可能性調査をしっかりとやらせてもらって、これ50パーセントというのは、このロードマップの中にならう予定ですか。

杉山グリーン社会推進課長

今回骨子では書かれておりませんが、本編では設定してまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。しっかり50パーセントを目標に。では50パーセントということにはどれだけ設置可能施設があるかという、これをわざと狭めてしまうと目標達成しやすくなるけれども、幅広にしっかり取って。答弁へのコメントでも、知事に対して市町村にまた公的団体にもということと言ったところ、知事もうんうんと言っていましたので、このあたりもしっかりとやっていっていただきたいなと思っております。

あと、その次のPPA、これはしっかりと進めていかないといけないことだと思っております。既存の建物に付けていくというのは、PPAというのはすごく有効な手法だと思いますので、このあたりの支援ですね、具体的なイメージというのはどんな事業者がいて、どんなモデルを考えているのか、このあたりイメージがあれば教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

PPAの推進につきましては、県有施設への率先導入・活用、それとPPA事業者の登録制度この2本柱でPPA事業の普及を進めてまいりたいと考えております。

まず県有施設への率先導入につきましては、県有施設の一つのモデルとしてPPAによる自家消費型屋根置き太陽光発電の導入を検討しております。これまでに庁内の関係各課

ですとか、現地調査、それから現在電力契約しております四国電力株式会社とか、あるいはP P A事業者、県内にもP P A事業者が数社ございます。ここと協議いたしまして、例えば既設の太陽光パネルをどうするかとか、あるいは県有施設の貸付けですね、普通は5年しか駄目なのですけれども、P P Aが10年以上にわたる長期貸付けをどうするかとか、あるいは防水シート工事とどう調和をとるかとか、そういう課題の洗い出しも行ったところでございます。

また、屋根置きが困難な県有施設も多数ございます。これについてはP P Aを活用した駐車場へのソーラーカーポートができないかというのを検討してまいりたいと考えております。

もう一つはP P Aの事業者登録制度でございます。これは、一般住宅や小規模事業者の方がP P Aを安心して活用していただくために県で登録制度を検討しているものでございます。本制度を先行実施しているのが神奈川県でございます。こちらの事例を継続的に研究しておりまして、それとともに一部県内業者、P P Aをやっている業者ですけれども、これに対していろいろヒアリングも実施しております。

そこで本県においては、P P A事業者自体が県で把握しているのが6社程度でございます。非常に少ないということ。本登録制度が特定の事業者のための事業とならないように、実施についてはなお検討が必要と考えております。

引き続き、県内事業者へのヒアリング、情報収集、あるいは当課で所管しております学識経験者とか地域金融機関、地域経済団体、地元事業者等から成ります徳島県自然エネルギー活用プロジェクトチームというのがございます。それとか、徳島版E S G地域金融活用協議会というのもございます。こういう協議会でも御意見を賜りながら、事業の有効性を見極めて実施に結び付けてまいりたいと考えております。

#### 古川委員

こういうところは民間事業者が知恵を持っているところなので、民間事業者と膝を突き合わせてしっかりと意見交換をして、県のルールではこういうルールになっているから、5年を10年とかいうのになっていましてけれども、そういうところを事業者としっかりと意見交換をしながら、できるだけ有効な形のモデルを作っていってほしいなと思いますし、あと屋根置きだけにこだわらないで、国では例えば高速道路ののり面とかそういう所も活用していこうとか言っているの、そういう公共施設で管理していて使えるような所がないかというの、先ほども言いましたけれども、しっかり幅広く検討した上で、導入をやってほしいなと思います。ともかく一番大事なのは県で、自治体でしっかりとモデルを作って、安心感を醸成して民間でやってもらうというのが大事なので、これをしっかりと進めてほしいなと思っております。

あと、6月定例会では共同購入とかいうことも言っていたのですが、そのあたりは盛り込まないのですか。

#### 杉山グリーン社会推進課長

ただいま、共同購入について御質問を頂きました。

県の共同購入につきましてもロードマップに盛り込んでまいりたいと考えております。

ここで改めて共同購入とは、太陽光発電システム等の共同購入を希望する県民を募りまして、スケールメリットを生かして価格の低減を促すことで、県民がリーズナブルに太陽光発電システム等を導入いただけるビジネスモデルとなっております。

共同購入の実施に当たりましては、まず本事業を主体的に進めていくための支援事業者というのを公募により選定し、県と協定を結ぶこととなります。支援事業者は、本事業の広報ですとか事業に対する問合せ対応、あるいは施工業者の公募選定とか、そういうもろもろの業務を行います。支援事業者により選定された施工業者が、参加登録した県民への見積り提示ですとか、購入希望した県民との工事契約、また太陽光パネルの設置工事などを行うこととなります。県の役割としましては、本事業の広報活動などが主な事業となります。

本事業のメリットといたしましては、一般家庭への太陽光発電施設の導入、コストの低減、それから選定された施工事業者の一括受注による施工費の削減、県予算としてはゼロでも実施可能といったメリットが挙げられます。

一方で、施工業者に選定されなかった業者の受注が減ってしまうというデメリットがございます。

本県では、年度当初より先行実施している自治体、一番は神奈川県ですけれども、北海道とか岩手県、長野県、大阪府でも始めたところです。これらの自治体の調査を行うとともに、これら自治体の共同購入で支援事業者となっております、アイチューザー株式会社が全部支援事業者になっているのですが、ここへのヒアリングなどを通して、徳島県でも事業性はあるという認識は得たところでございます。並行して本県で共同購入を実施した場合に、施工事業者の候補となる事業者に対してもヒアリングを行い、これについては実施について賛否がございました。

本県としては、太陽光発電設備普及のため、引き続き県内事業者へのヒアリングを実施するとともに、先ほども申しました徳島県自然エネルギー活用プロジェクトチームや徳島版ESG地域金融活用協議会などから御意見も賜りながら、事業実施の検討を進めてまいりたいと考えております。

#### 古川委員

分かりました。これもしっかり進めてほしいと思うのですが、いろいろ県も購入に関してもルールがありますけれども、そういうのもある程度乗り越えていけないといけない部分も出てくると思うので、そういったところもしっかりと行政主体で乗り越えていってほしい。また一番大事なのは、導入しようというところを集めてくるということをしっかりやっていかないと共同購入もなにもないので、そういうところは民間が得意な分野で、行政は不得意なところですが、信用度という部分では民間だけに任せておくより行政が絡んでいったほうが増していくので、そのあたりをしっかりと民間と行政がコラボしながらやっていかないといけない部分かなと思っています。このあたりも行政が不得意とする分野なので、一步踏み込んでやっていかないといけないと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、一般質問の中で提案した2点、一つは融資制度です。融資制度も是非実現をしてほしい、知事からの答弁では金融機関と連携して、融資制度による支援を検討するとい

うような答弁を頂きました。

検討するという事はやる方向で考えてくれるという理解をしておりますけれど、このあたりはこのロードマップの中にはどういう形になりますかね。

#### 杉山グリーン社会推進課長

先ほど申しました、徳島版ESG地域金融活用協議会という組織がございます。改めて御説明いたしますと、令和2年10月1日に産学官金が連携し、ESG金融を基盤に、環境と経済の好循環に向けた地域支援の在り方に係る意見交換ですとか、課題検討等を行う機関として設立されました。

当協議会は、事務局はグリーン社会推進課が担当しております。有識者として徳島大学、あるいは地域金融機関として阿波銀行や徳島大正銀行、地域経済団体として徳島県中小企業団体中央会ですとか商工会議所連合会、また商工会連合会、徳島県経営者協会、徳島県経済同友会なども参加いただいております。

また、県と連携して気候変動対策に取り組んでいただけるエコパートナー協定締結企業・団体として、徳島合同証券株式会社、株式会社山全ほか9企業・団体に参加いただいております。また、徳島市、吉野川市も構成員になっていただいております。

それぞれ構成員の役割といたしまして、金融機関においては当協議会を活用して、環境省の地域ESG融資促進利子補給事業、ESG融資の利子を最大1パーセント補給する事業でございますが、この指定機関となつていただいております。事業者へのESG事業の融資や経営アドバイス等を行っていただいております。

次に、各地域経済団体におきましては、団体のネットワークを活用したESG事業の情報の周知や環境配慮型経営を検討している事業者の掘り起こし等を行っていただいております。

また、エコパートナー協定締結企業団体におきましては、例えば、宮地電機株式会社にメンバーになっていただいておりますが、こちらは環境省の省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業におけるプラットフォーム事業者となつていただいております。県内中小企業からの省エネの相談や診断等に応じた国の支援制度等の紹介を行っていただいております。

行政におきましては、徳島ビジネスチャレンジメッセ等の展示会への出展支援やESGに関するセミナー、勉強会等を開催し、ESGに関する情報提供等行っております。

役割を簡単にまとめますと、徳島版ESG地域金融活用協議会では環境配慮型経営を検討している事業者の掘り起こしを行い、次に省エネ・再エネの活用を検討する事業者の相談に乗って、更に融資や経営のアドバイスを行うというものになります。

今後も、この徳島版ESG地域金融活用協議会を基盤に、経済と環境の好循環に向けた地域支援を行ってまいりたいと考えております。こういうことをロードマップに盛り込んでいきたいと考えております。

#### 古川委員

この段階でね、やるとははっきり言えないと思っておりますけれど、そういう関係機関としつかりと調整をしながら前に進めていってほしいなと思っております。よろしくお願ひします。

もう1点、営農型の太陽光発電、ソーラーシェアリングについても提案をして、優良事例を進めていくということで、部長から答弁いただいて、これも是非盛り込んでほしいなと思うのですが、このあたりはどのようなのですか。

杉山グリーン社会推進課長

ソーラーシェアリングにつきましても太陽光を広げていく上で、非常に有効な手段であると考えています。一方で、農地サイドの農地を守るという立場もあると思いますので、ここは庁内でも連携して、優良な農地の確保と太陽光の促進と両立するような形で進めていけたらと考えております。

古川委員

農林水産部ではどう考えているのか農林水産部に聞きます。本当に、優良事例を進めていくということが大事で、粗悪な事例が結構出ていて、中途半端な取組をすると、悪貨は良貨を駆逐するとよく言われていますけれど、粗悪な事例のほうがどんどん広がっていくので中途半端は絶対駄目だと思うのですよね。ですから、しっかりと悪い事例については抑えながら優良事例を進めていく。このあたりは本当に難しいので、このロードマップに載せるかどうかという点と、どうやって粗悪な事例を抑えながら優良事例を進めていくか、このあたりの考え方、この2点を教えてもらえますか。

宮崎農林水産政策課政策調査幹

ただいま、営農型太陽光発電についての御質問を頂いております。

この制度につきましては、農作物の販売収入に加えまして売電による収入が得られるということで、比較的新規の就農者が取り組みやすいところがあるのかもしれませんが、一方で委員が言われていましたように、売電収入が継続的に得られることによりまして、営農意欲が減退したり、小規模経営の農家さんの設備の初期投資など長期間の営農継続が必要となる負担がございます。

また、途中で営農を断念した場合には、施設の撤去の問題などもございまして、計画どおりに営農が行われない事案が県内でも発生しているような状況でございます。

それと、土地の個人の所有者がおりますので、そのあたりのコントロールの仕方というのも難しいところがございます。ですので、ここは促進地域の設定等もございまして、優良事例をしっかりとということで、全国的なところも研究しながら、まずはしっかりと営農が継続できて、農山村の発展につながるような取組になるということを前提に取り組みたいと考えております。

古川委員

ロードマップに載せるかどうか、さらりと流されてしまいましたけれど、それはそれとして。先ほども少し出ましたが、促進区域とかの制度をうまく使って、取締りと促進と両方をやっていくというのが大事かなと思いますので、そのあたり、これから研究しますみたいな感じの答弁だったと思いますので、しっかりと検討してもらって進めてもらいたいと思います。

時間もきましたのでまとめになりますけれども、今回の概算要求を見ても新たな交付金が設定されて、また、太陽光発電導入の支援策、支援予算というのがかなり盛り込まれていますよね。ですから、国も太陽光発電をとにかくやっという感じの概算要求になっているのかなと思います。そのあたり今の時期ではまだはっきりしたスキームは分かりませんが、情報収集しながら取れる物は全部取ってきて、とにかく自然エネルギー協議会の会長として、全国を引っ張っていくという気概でやってほしいなと思います。

最初にも言いましたが、今回の脱炭素というのは地方から始まる取組ということと、あと5年間の集中施策だということで、5年間ですからスタートダッシュがとにかく大事だと思うので、そのあたり庁内で共通認識を持って進めてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

吉田委員

古川委員さんの御質問と関連するのですが、徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子(案)について伺います。

常任委員会でもこれは示されて、その時に全体的な感想をお伝えしたのですが、あれから長野県のゼロカーボン戦略というのを国の資料の中で見る機会がありました。古川委員さんから、都会で再エネのポテンシャルが少ないところを地方はカバーするほどの再エネを導入するべきということで、国の目標36から38パーセントを上回る、50パーセントという目標を掲げられています。それは大変良いと思うのですが、長野県の目標は、温室効果ガス実質排出6割減としています。再エネについても2030年までに2倍にする、2050年度までに3倍増加するというように徳島より更に野心的な目標を置いています。というのは、この一番上に書いてある2050年カーボンニュートラル実現のために通過点として2030年というのがすごく重要だと書いてあるのは、そのとおりだと思うのですが、それに加えて2030年までが人類の未来を決定付ける大変重要な10年という、そういう認識が徳島県のこのロードマップは少し弱いような気がします。単なる2050年までに2030年こうするというのではなくて、この10年で今後が決まる、決定的な10年というのはいろいろなところで言われていますので、そうやってほしいです。

知事が、今徳島県の再エネによる実際の電力自給率がもう32.2パーセントに達していて、国の36から38パーセントという2030年度目標に、もう迫っているのだということで本会議でも申し上げられて、徳島としてはそれは良かったなという認識もなくはなかったのですが、それではいけないということを、長野県のこの戦略を見て改めて感じましたので、この10年で今後が決まるのだという危機感を持って政策に取り組んでいただきたいと思います。

常任委員会で申しましたように、ロードマップ作りにも自然エネルギー導入は大変大事ですが、CO<sub>2</sub>を出しているほかの部門、運輸部門とか熱部門にも力を入れた政策を今後更に練り上げていただきたいと思います。

その全体的な危機感と申しますか、御担当課からそれに対する決意をお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、吉田委員から2030年度までの重要性ということについて、御質問いただきました。

本県で自然エネルギー協議会会長県をしております。そういうこともありまして、IPCCの報告ですとか、十分認識しているつもりでございます。2050年カーボンニュートラルに向けては、いろいろなシナリオを抱えていますが、やはり2030年にどこまでできるかというのは非常に大事だという認識は持っております。

そこで、国のロードマップにも準じる形にはなるのですが、2021年から2025年を集中期間として、更に2025年から2030年を加速期間として位置付けて、先ほど古川委員のおっしゃったようにスタートダッシュ、がむしゃらに進めていくというような形で取り組んでまいりたいと考えております。

#### 吉田委員

これからの1年も10年に対してすごく大事になると思うので、引き続きあらゆることを研究していただいて、ロードマップを作り上げていただきたいと思っております。

具体的に聞いていきたいと思っております。常任委員会で申しましたけれども、CO<sub>2</sub>を排出する現在のエネルギー消費量の中で、電気の部門より多分多いと思うのですけれども、熱部門というのがあると思うのです。これについて再エネの推進はすごく大事で主要政策にはなるのですけれども、熱部門と運輸部門への政策も同じぐらい重要です。

温室効果ガスの排出の3大要素が電気と熱と自動車などの運輸となっていると思うのですけれども、これのまず統計的なことが分かたらお伺いしたいのですが、温室効果ガス排出量のうち、熱利用が占める割合というのはどれぐらいになりますか。

#### 杉山グリーン社会推進課長

熱利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量について御質問いただきました。

これについては、しっかりとした統計データはございません。ただ、毎年公表されております、国の温室効果ガス排出量についてにおきましては、発電及び熱発生に伴うエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量を電気及び熱の生産者側の排出として計上した値、電気・熱配分前と言っておりますが、これが記載されております。

その排出量は部門ごとに整理されておまして、工場等の産業部門、自動車等の運輸部門、商業等の業務その他部門、それから家庭部門、発電所等のエネルギー転換部門、工業プロセス部門、焼却等の廃棄物部門、その他部門、この8部門で構成されております。

これら8部門の排出量のうち、運輸部門とエネルギー転換部門では熱利用がほとんどないと考えられるため、この2部門のCO<sub>2</sub>排出量を除いた値が、2018年度では4億8,800万トンとなりまして、全体のCO<sub>2</sub>排出量11億4,600万トンの42.6パーセントとなります。

産業部門やその他部門などにおいては、一部発電によるCO<sub>2</sub>排出量も含まれていると考えられますが、ほとんど熱利用されているとみなしますと、熱利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は約4割になると考えられます。

県の温室効果ガス排出量の状況については、電気・熱配分前の算定はしておりませんが、国と同様に熱利用に伴う二酸化炭素の排出量は、全体排出量の4割程度を占めると考えられます。

吉田委員

いろいろな研修会とかに行きますと、やはり熱利用は大体4割ということ講師の先生方はおっしゃっております。私が探した統計では、経済産業省の総合エネルギー統計という中で、家庭だけに限られるのですけれども、家庭の中でも5割は熱ということで出ています。それで、やはり熱に焦点を当てた政策もやっていかなければならない、ロードマップに入れる必要があると考えます。

そこでお尋ねしたいのですけれども、まだまだ家庭で暖房とか給湯に灯油を使われている所がたくさんあると思うのですけれども、これをどうしていったらいいかというのを考えたときに、バイオマスの資源が徳島にはあるということで、広葉樹に虫食いの被害が出ていて、広葉樹も更新していかないと被害も出ているということ考えたときに、地域循環の立場からもチップ化して、ボイラーを導入するというのは有効かと思えます。

県内のバイオマスボイラーの普及についてお伺いします。導入実績が近年どのように推移しているのかということまずお願いします。

平島スマート林業課副課長

木質バイオマスボイラー等の熱利用の現状について御質問かと思えます。

木質バイオマスは再生可能で地球環境に優しいカーボンニュートラルなエネルギーとして大きな期待が寄せられております。これまで県内の木質バイオマスエネルギーの利用については、森林整備加速化・林業飛躍事業などにより、ハードの整備に対しまして支援をしております。令和2年度末までに49基のボイラー等が整備されております。

そのうち、熱エネルギーの利用につきましては、46基のボイラー等が導入されております。木材乾燥機や農業施設、公営の温泉等で利用されております。

吉田委員

46基がバイオマスボイラーで利用されているということなのですから、推移をお聞きしたいのですけれども。令和2年は分かったのですが、この3、4年ぐらいで着実に増えていっている段階なのでしょうか。

平島スマート林業課副課長

これまでの導入の状況でございますけれども、最近では令和元年度に1基、木材乾燥用の熱源として製材会社が導入しております。その前になりますと、平成29年度が電力用の発電ボイラーとして1基導入されております。

合計で令和2年度末は49基となっておりますけれども、最近ではその2件、平成29年度の1件と令和元年度の1件となっております。

吉田委員

最近導入が少ないということで、導入をどんどん促進するべきだと思っておりますけれども、国の補助金の関係とかもあるとは思いますが、今後ある程度の施設、診療所以上の病院であるとか、診療所、公衆浴場、介護施設などに導入してもらうために、今そのチップ

の燃料費は灯油より安くなっております。

今使っている二酸化炭素を出す化石燃料方式のボイラーを更新するときに、是非検討してもらえるような仕組みづくりがあったらいいかなと思うのですが、そのあたりを県として推進していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

平島スマート林業課副課長

今後の木質バイオマスボイラー等の導入拡大について御質問かと思えます。

林業、木材産業の過程で発生します林地残材や木くずなどの未利用資源、いわゆる木質バイオマスは、まずはCO<sub>2</sub>の長期固定の観点からも、家具や建具など原料として利用することを基本的に推進してきました。これを基本原則としながらも材料等に利用できないチップ等は、燃料等として有効活用することが重要であると考えております。

このため令和元年度7月にスタートしました、スマート林業プロジェクトに則しまして、これまでの根株やこずえなどのC材に加えまして、燃料のD材として余すことなく利用する加工体制の整備を推進していきたいと考えております。

現在、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金などを活用しまして、これまでのボイラーと合わせまして、木質バイオマスの活用定着に向けた取組をソフト・ハード面の両方から支援いたしまして、森林資源を生かした循環産業の育成を図ってまいりたいと考えております。

吉田委員

ロードマップとの関連性で言うといかがでしょうか。木質バイオマスの普及というのをどう位置付けるかということに対して連携してやっていただけるのですか。

杉山グリーン社会推進課長

ロードマップの中では、重点施策として自然エネルギーの最大限の導入を掲げております。熱利用につきましても、非常に重要な視点であると考えておりますが、まず、ベースとなる熱利用の統計的なものの整備から始めていくべきかなと考えているところであります。本県が会長を務める自然エネルギー協議会でも国に対して、まず統計の整備からというのを提言しているところでございます。

吉田委員

熱のエネルギーは国もまだ力を入れていないのですが、必要性は専門家の方からも言われ始めているというか、もう何年も前から言っている方もいらっしゃるのです。徳島ならではとおっしゃるので、是非この熱の削減というのも同時に進めていっていただきたいと思えます。

もし電気と熱で10だとしたら電気だけ半分にしても4分の3は残るわけですね。熱のほうも是非資料も集めていただき、徳島県としてのオリジナリティとして熱政策をやるということを是非検討していただきたいと思えます。

あと太陽熱ボイラーがあると思うのですが、これについては以前お聞きしたときに実績が県では把握しづらいということでお聞きしておりますので、工務店などと連携を

して太陽熱ボイラーの普及も、是非進めていっていただきたい。これは要望しておきます。熱利用については以上です。

もう1点あります。公共施設のゼロ・エネルギー・ビルディング化については、本会議で質問したのですけれども、今回はゼロ・エネルギー・ハウス、Z E H (ゼッチ)についてお聞きいたします。

先ほど紹介しました長野県のゼロカーボン戦略の中では、2030年までに全ての新築建築物のZ E H, Z E B化を実現と書いてあります。徳島のこの案ではZ E Hの拡充, Z E B率先導入というので終わっているのです、それに比べて少し弱いかなと。これまでと余り変わらないかなというのでもっと力を入れていくべきだという観点から質問します。

Z E Hについては経済産業省のロードマップがあって、2020年目標, 2030年目標というのがロードマップであったと思うのですけれども、それについての御説明と、2020年目標が、統計があるかどうかということをお聞きします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、国のエネルギー基本計画におけるZ E Hの目標及び達成状況について御質問がございました。

まず、目標ですが、国は第5次エネルギー基本計画、現行の計画において、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建て住宅の半数以上で、また2030年までに新築住宅の平均でZ E Hの実現を目指すという目標を掲げております。

2020年時点のデータは、ただいま持ち合わせていないのですけれども。2019年度時点で先ほど言いましたハウスメーカー等が新築する注文住宅、この約48パーセントがZ E Hになっているという状況でございます。

吉田委員

これは全国の状況ですか。

杉山グリーン社会推進課長

全国の状況でございます。

吉田委員

全国の状況はハウスメーカーがやる分ではおおむね50パーセントが目標だったのですけれども、48パーセントとなっているということで、徳島県では統計がないということなのですけれども、それもきちんと徳島県で統計できるような庁内の仕組みを作ることがまず第一歩かと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

本県におけるZ E H件数につきましては明確な統計資料はございませんが、一つ参考として国が実施するZ E H補助金の取りまとめ結果によりますと、令和元年度における徳島県内の、国のZ E H補助金交付決定数は103件でありまして、新築件数2,137件のうち4.8パーセントを占めております。なお、全国平均3.6パーセントでそれを上回っているとい

う状況でございます。

今後のZEH件数の把握に関しましては、もう既に建っているZEH住宅の件数把握というのはかなり難しいのかなとは考えておりますが、少なくとも今後の新築件数について庁内で連携して把握できるように方法を検討してまいりたいと考えております。

吉田委員

ZEHの補助金の件数が新築全体の4.8パーセントということで、まだまだという数字ですが、全国平均はそれよりも更に低く3.6パーセントということで、それは逆に考えるとそれだけ伸びしろがある。ZEHにすることで熱利用、暖房に使うエネルギーが劇的に減るので、伸びしろがあるので力を入れていってほしいと思っています。

省エネ住宅についての統計は、ありますか。ZEHでなく省エネ住宅。

早澤建築指導室長

省エネ住宅の件数ですが、今年の4月に建築物省エネ法が改正されまして、床面積300平米以上につきましては、省エネ基準に適合させることとなっております。

この4月から8月末時点の件数は12件、新たに省エネ基準に適合しているという状況であります。それ以前につきましては、今手持ちの資料がないので詳しいことは分かりません。

吉田委員

また件数をお願いします。この省エネ住宅とも十分連携して、ZEHも進めていただきたいと思います。

それともう1点。これは要望であります。有機農業農産物の学校給食への活用について本会議で質問させていただいたのですけれども、それについて農林水産省の令和4年度の概算要求を見ていましたら、有機農業の推進の中に学校給食への活用についての補助金も取れるようになっていたので、また検討していただいて協議会を作る費用などに充てていただいたらと思うのですが、何か御答弁がありましたらお願いします。

林次世代農業室長

ただいま、吉田委員より、国のみどりの食料システム戦略推進総合対策の有機農業の項目について御質問を頂いたところでございます。

これにつきましては、国の詳細な事業内容はまだ分かっておりませんが、これから説明会等で詳しい内容等が明示されてくるかと思っておりますので、その中身を見て対応できるものについては対応していきたいと考えております。

早澤建築指導室長

先ほどの省エネ住宅という話ですが、12件といいますのは非住宅の基準なので訂正させていただきます。

寺井委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(11時56分)

寺井委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時02分)

黒崎委員

数点質問させていただきたいのですが、まず徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子(案)については、もう既に3名の委員さんが詳しく質問もされておりますし、理事者の方も一生懸命御答弁をされておりましたので、私からはさらっと流させていただきたいと思えます。

今朝の日本経済新聞に、東京海上ホールディングス株式会社が石炭火力発電向けの石炭採掘をする所、あるいは石炭採掘を事業としている日本企業の保険は引き受けないと、そんなことを発表しております。

それとあともう一つ、これも日本経済新聞ですが、環境対策で中国が全国の約3分の2の地域で電力供給を制限し始めたということでもあります。日系企業にも影響が出てくるということでありまして、いよいよこの2050年の脱炭素ゼロを目指す、大きな企業にとっても、あるいは行政にとっても大きなリスクが現れてきはじめたなど、そんな感じがするところでもあります。

今、徳島県もそこまでの話ではございませんが、ここでこのロードマップが出てきますけれど、徳島版ESG地域金融活用協議会というものがございまして、これについて御説明を頂ければと思えます。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、徳島版ESG地域金融活用協議会についての御質問を頂きました。

午前中の説明の繰り返しにもなるのですが御説明いたします。令和2年10月1日に産学官金が連携し、ESG金融を基盤に環境と経済の好循環に向けた地域支援の在り方に係る意見交換、課題検討等を行う機関として設立されました。

当協議会は事務局はグリーン社会推進課、有識者として徳島大学の副学長、地域金融機関として阿波銀行、徳島大正銀行の2行、それから地域経済団体といたしまして徳島県中小企業団体中央会、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、徳島県経営者協会、一般社団法人徳島経済同友会の5団体、さらに県と連携して気候変動対策に取り組んでいただいておりますエコパートナー協定締結企業・団体といたしまして徳島合同証券株式会社ですとか株式会社山全など9の企業団体、それから行政関係者として徳島市、吉野川市の2市に構成員になっていただいております。

それぞれの構成員の役割といたしまして、金融機関においては当協議会を活用し、環境省の地域ESG融資促進利子補給事業、ESG融資の利息を最大1パーセント補給する事業でございますが、この指定金融機関となっていていただいております。そして事業者へのESG事業への融資や、経営アドバイス等を行っていただいております。

次に各地域経済団体においては、団体のネットワークを活用したESG事業の情報の周知や、環境配慮型経営を検討している事業者の掘り起こしを行っていただいております。

また、エコパートナー協定締結企業・団体においては、例えば宮地電機株式会社では、経済産業省の省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業におけるプラットフォーム事業者となっていておきまして、県内中小企業からの省エネの相談や診断等に応じたり、国の支援制度の紹介を行っていただいております。そして、行政においては徳島ビジネスチャレンジメッセ等展示会への出展支援や、ESGに関するセミナー、勉強会等を開催し、ESG金融に関する情報提供等を行っております。

## 黒崎委員

二度目の説明で申し訳ございませんが、こんな形で徳島県内も脱CO<sub>2</sub>の動きを加速させていくということで、こういった組織をお作りになって前に進めようとしているところでありますが、実際問題として行政はともかくとして、民間の団体、あるいは民間の企業というところが脱CO<sub>2</sub>に向かう中で、いろいろなリスクを背負うことになってくるのかなと思います。今、こういった団体に周知するという意味でもいろいろな団体に声を掛けていくと、初期の動きとしては大変重要な動きだろうと思うのです。

あと、他にも自己申告制度で脱CO<sub>2</sub>の目標値を掲げて年間どれだけ削減できたかというようなことも既に行っておられるようでして、このことについて少しお伺いをしたいと思ひ、どれぐらいの企業が参加されているのかという資料を頂きました。そうしましたら、県内の100社を超える企業がもう既に徳島県の脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例、いわゆるすだちくん未来の地球条例に基づく届出、計画書と報告書といったシステムの中に参加をされております。

自分の所がどれぐらい年間炭素を削減できたのかという削減率を発表するというところでございますが、行政も徳島県をはじめ県内の様々な行政も参加しておられますし、また県内のここという企業、いわゆる大手企業というところは大体参加をされているというところでございますが、この目的というのはどんなところにあるのでしょうか。

## 杉山グリーン社会推進課長

ただいま、黒崎委員から、すだちくん未来の地球条例に基づく温室効果ガス排出抑制のための計画報告制度について御質問を頂きました。

改めて御説明いたしますと、すだちくん未来の地球条例では県内の一定規模以上のエネルギーを使用する事業者になりますので、大手の企業が入ってまいります。県内の一定規模以上のエネルギーを消費する事業者は、温室効果ガス排出抑制のための計画報告書等を作成・提出していただき、毎年度各事業者の実施状況を県においてホームページ等で公表しております。

当制度における事業者側のメリットでございますけれども、近年SDGsやESG金融に代表されるように経済・社会の持続性確保に向けた取組が世界の潮流となっております。この流れは今後ますます広がっていくものと考えられまして、各事業者において持続可能な企業経営の下、環境配慮、SDGsの取組が必須になることが予想されます。

こうした中、持続可能な企業経営の第一歩である温室効果ガスの排出抑制を図るため、まず各事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定・把握することが基本となります。これにより排出抑制対策を立て、実施し、対策の効果をチェックすること

で、新たな対策を策定して実行していくことが可能になります。

算定された排出量を県が集計し、公表することによりまして、事業者が自らの状況を対比し、対策の見直しにつながるということが可能になります。また、県民への持続可能な企業経営の理解の増進が図られることが期待されるところであります。

黒崎委員

今のところ自己申告で、自社のほうから申告していくという形ですが、この制度を将来的には、例えば会社の評価のようなところにつなげていくようなことになるのでしょうか。これは国のお考えもあるとは思いますが、そののところはどうなのでしょう。

杉山グリーン社会推進課長

例えばこれをどんどん発展させた形がRE100、自然エネルギーで全部を賄うとか、あるいはSBTといったパリ協定の目標に基づく各社での目標設定、こういうものにつながっていくと考えております。

このすだちくん未来の地球条例に基づく制度についても、県が強制というよりは各事業者のほうで多分そういうことをやっていかないと経営も苦しくなってくる、潤沢にいかなくなってくると思いますので、そういうことも促す一つの方策として活用できたらと思っております。

黒崎委員

例えば証券市場や金融業界がこういった取組を、評価する一つの材料として使う可能性はあるのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

既に財務状況以外の環境などに係る取組について投資の一つの要素として公開している取組は、もう既に行われていると認識しております。

黒崎委員

既にというお話でございますが、大体いつ頃から始まったのですか。

杉山グリーン社会推進課長

すみません、今詳細な資料は持ち合わせていないのですけれども、パリ協定が発効して以降です。

黒崎委員

なるほど、大体そのあたりからということですね。また後で調べて教えていただきたいと思っております。

それとは別に、例えばこれは大きな企業、いろいろな条件、規模に基づいての企業なのではと思うけれど、これを更に横に広げていったり縦に広げていったりみたいなことは起こり得るのでしょうか。

### 杉山グリーン社会推進課長

今のところ基になっているのは、地球温暖化対策推進法に基づいて対象者が決まっております。法令でどういう動向になるかというのは、つかみきれていないところでございますが、今の趣旨としては大量に温室効果ガスを排出する事業者に対して、こういう計画とか報告の義務を課しているところでございます。

### 黒崎委員

今のところまだよく分からないと。よく分からないということは、もしかしたらもう少し規模の小さい所まで下ろしていく可能性もあるというところにつながってくるのですが、例えば一生懸命努力をされている所には、いわゆる客観的な評価というのを受けられるということで、例えば金融、あるいは証券であったりという業界から評価されることによって、実質的に融資であったりというところの評価につながっていくということですので、このあたりはとてもいい取組だと思います。これを更に進めていくことが大事なのかなと思います。

先ほども言いましたけれど、まさか保険に入れないなんていうことがこんなに早く来るのかなと思っておりました。我々が小さい頃は停電はしょっちゅうありましたが、最近停電なんていうのはなかったですね。それが停電が起きたり電力を絞ったりすることが起きてきていますので、危機をあおっても仕方がないですけど、恐らく我々が考えているよりも速いスピードでいろいろな脱炭素に向けてのリスクみたいなものが、目に見える形で現れてくると思うので、そのリスクに対する対応と、そのリスクに向かっていく企業に対してのプラス面を評価する部分をしっかりとお考えいただきたいと思います。

これは徳島県の仕事なのか国の仕事なのかというのはありますけれど、徳島県からもしっかり中央に上げていく、政府に上げていくということが大事だと思いますので、その部分もお願いをしたいと思います。これは要望しておきます。

それと、せっかく県土整備部に出ています。脱CO<sub>2</sub>ということで、グリーン社会を目指すのだということでございますけれど、県土整備部として、今のところ目指す対策というか、施策というか、県あるいは国で出ているのだったらそれも教えていただきたいと思うのですが、そのあたりどうなっているのでしょうか。

### 小津建設管理課長

ただいま、黒崎委員から、県土整備部の取組について御質問を頂いております。

まず国でございます。国土交通省におきましては、本年7月に国土交通グリーンチャレンジとして、CO<sub>2</sub>排出量の約5割を占める運輸、家庭・業務部門の脱炭素化など2030年度までの10年間に取り組む六つの重点プロジェクトを取りまとめています。

具体的には、省エネ・再エネ拡大等につながるスマートで強靱な暮らしと街づくり、グリーンインフラを活用した自然共生地域づくり、自動車の電動化に対応した交通・物流・インフラシステムの構築、デジタルとグリーンによる持続可能な交通・物流サービスの展開、港湾・海事分野におけるカーボンニュートラルの実現、グリーン<sup>きょうじん</sup>の推進、インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラル、循環型社会の実現、という6項目を重

点プロジェクトとして掲げております。

そこで県土整備部といたしましては脱炭素化に向けまして、これまでも渋滞解消によるCO<sub>2</sub>排出量の削減、それから住宅の木質化など、低炭素型の街づくりやLEDを活用した省エネの推進などに取り組んできたところでございます。

今後とも国の国土交通グリーンチャレンジの動向を踏まえながら、比較的CO<sub>2</sub>排出量が多い港湾エリアを対象としたカーボンニュートラルポートの形成、それから住宅・建築物の更なる省エネ対策の推進など、脱炭素社会の実現に取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### 黒崎委員

港湾関係というのが比較的多いんですね。午前中、原委員から、流通の質問もありました。港湾もこういったことには右へ倣えということですよ。大変お金が必要になってきますので、この間も総務委員会で財政課の方にもお願いをしたのですが、各部署はしっかりと財政課とスクラムを組んで財源を獲得する努力をしていかないといけないと思います。

特に県土整備部関係というのは器が大きいですから、かなり予算も必要になってくると思いますので、目に見えた形でやろうと思えば財源が必要ですから、しっかりとそのあたりを努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それと、今度は教育委員会が出ておられますので、環境教育というのは以前から熱心に行われておられるということでございますので、是非ともその中に脱炭素ということはどういうことなのか、子供たちに分かりやすく説明できる、あるいは教育できる機会を作っていただきたいと思います。

10年たった小学生がもう成人しますよね、10年たったらちょうど2030年。我々が目標にしている年でございますので、是非ともそのあたりのこと、なぜ社会がこんなに脱炭素というのを叫んでいるのかということをも十分に子供たちに理解をしていただきたいと思うのですが、いかかでしょうか。

#### 木屋村学校教育課長

ただいま、黒崎委員から、学校教育における新たな脱炭素社会に向けた教育について御質問を頂いたところでございます。

昨年度から国が示す教育の指針であります学習指導要領が新たに示されまして、小学校では昨年度から、中学校は今年度から新しい教科書を用いて学習を開始しているところでございます。

その中に具体例で申しますと、例えば理科の授業の中では、先ほども出ておりましたバイオマスでありますとか、エネルギーの有効利用という項目でカーボンニュートラルでありますとか、脱炭素に向けた取組が進められているということで学んでおるところでございます。

また、家庭科、ふだんの子供たちの生活に密着するところでございまして、ライフスタイルと環境というような項目の中で食に焦点も当てながらなのですが、例えばカーボンフットプリント、商品の中で生産から流通までどれくらいのCO<sub>2</sub>が使われたのかという見える化といいますか、そういう学習を行ったりとかして小学校時代から取組を進めている

ところでございます。

### 黒崎委員

もう既にかなりレベルの高いことをやられているということですね。それを社会の現象と合わせて御説明いただいたら、なお分かりやすいと思います。ですから、例えば今日の証券のことを子供たちに言ってもまだ分かりにくいかもしれませんけれども、社会で起きていることと環境とを結び付けて説明してあげるということも大事だと思います。そのあたりのことも十分工夫してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、もう1点、ペットボトルであったりとか、プラスチック対策でございますが、三、四年前からプラスチック対策で、お金を払わないと買物袋がもらえない、あるいはもうプラスチックの買物袋を止めようというような方向でゼロにしているスーパーもございます。この取組というのは、始まった時には非常にすばらしい取組だなと思っていました。プラスチックの再利用ということもございまして、ペットボトルを各街のステーションに集めて、それを再利用するという動きにまで高められてきたところでございます。

鳴門市の例を申し上げますと、鳴門市の海岸に流れ着くごみというのは、日本の物が多いのか、外国の物が多いのかみたいな議論もいろいろあります。日本人が幾ら捨てるのを努力して抑えたとしても、一つの例としてハングル文字が印刷されているペットボトルがいっぱい流れ着いたり、そういうことが今現実として起こっております。これを何とかしようではないかということで、地域のボランティアの皆さんが一斉発起して、いろいろ活動されている、かなりそういったグループもあるということも聞き及びます。

徳島県としても、県がやろうあるいは市町村と一緒にやろうと思っても、なかなか難しい話でございまして、県民、市民を巻き込んでやろうということにならないと前に進まないということでございます。この活動について、ボランティアの皆さんとうまく協力し合ってやれるようなことはたくさんあると思います。県もその努力をされていると思うのですけれど、もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

### 原環境指導課長

ただいま、黒崎委員から、官民協働によります海岸漂着物対策について御質問を頂いたところでございます。

県民にとりまして掛け替えのない共有の財産であります、本県の豊かで美しい海岸を良好に保全し、将来の世代に継承するためには、委員お話しのとおり、県や市町村だけの取組には限界がございまして、ボランティアを含めた県民の皆様と協働して海岸漂着物対策に取り組んでいくことは大変重要であると認識をしております。

海岸漂着物対策につきましては、海岸が清潔に保たれるよう、海岸漂着物等の回収処理、また若者をはじめ、県民の皆様への環境教育、それから普及啓発による発生抑制対策、これらの施策を効果的に展開することが重要であると考えております。

そこで、県におきましては、これまでも環境省の補助金などを積極的に活用しながら、県、市町村、それから民間団体、ボランティアの皆様方と連携協力をし、これらの施策を実施してきたところでありますが、より効果的、効率的に施策を実施していくためには若者をはじめとした新たな担い手の育成、それから行政と各ボランティア団体との連携強化

を図っていく必要があると考えております。

今後とも、海岸管理者をはじめ県の関係各課、それから市町村と連携しまして、ボランティアの皆様の御協力を頂きながら、効果的な海岸漂着物対策の実施に努めてまいりたいと考えております。

#### 黒崎委員

一つの例でございますが、私も十分に調べたわけではございませんが、神奈川県湘南といわれているエリアでいろいろなボランティアグループがあったようで、そのグループを統括して一つの大きな環境対策のグループを作り上げているというようなことも聞いております。ただ、私も詳しく語れるほどの知識はございませんので、またそのあたりのことも調べてみていただいて、たくさんそういった方がおられると思います。そういった活動も、例えばロータリークラブであったり、ライオンズクラブであったりというところもやろうとされていると思います。そんなこともありますので、是非ともそういった方々がそれぞれの個としての活動ではなくて、社会全体が協力してやっていくのだというそんな流れの下でできるような、そんな意識を持っていただくように努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたけれど、私も一般質問で質問いたしましたJ-クレジットのことでございます。このJ-クレジットに関して、今からいろいろ組織を考えたり、立ち上げたりするというようなお話もあり、まだまだ準備段階にあるけれどもということでございましたが、具体的に大体いつ頃からその活動が可能なのか、あるいはいつ頃そんな組織ができるのか、そのあたりのことがもし分かればお話しいただければと思います。

#### 平島スマート林業課副課長

黒崎委員から、新たな組織についての御質問かと思っております。

過疎化や高齢化などにより、管理放棄された森林の荒廃が懸念される中、その対策として、令和元年度に創設されました森林環境譲与税により、現在市町村において森林所有者への意向調査が進められております。

この中で、所有者から売りたいとか手放したいという意向が多数寄せられていることから、こうした森林を取得整備する公的な管理と合わせ、財源としまして、J-クレジットを発行していくことが、民有林における森林吸収源対策を効果的に進めていく上で有効であると考えております。

このため民有林を購入し、市町村との連携により、間伐や植林など森林整備を実施しながらJ-クレジットの承認に向けた申請や発行を行う、更なる民有林の取得や整備に活用していく事業を行う新たな組織の設立を進め、管理の行き届かない森林を集約し、整備することとしております。

この組織につきましては、県南部を中心としまして、早急に作る必要がある、また森林所有者からの意向が大分固まっているということで、阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町で構成されます、徳島南部地域森林管理システム協議会を発展、法人化し、本日の午後4時から一般社団法人としまして、とくしま森林バンクを設立する予定となっております。

黒崎委員

何か取って付けたみたいなの、今日の4時ですか。驚きでございますが、森林バンクと言うのですか、徳島県森林バンクみたいなの、何も付かない森林バンク。

平島スマート林業課副課長

一般社団法人とくしま森林バンクです。

黒崎委員

これが今日の4時に立ち上がるということですね。この中でJ-クレジットにどう加入していくのか。以前から加入しているのかな。

平島スマート林業課副課長

現在、県有林ではJ-クレジットを販売しておりますけれども、県有林以外の民有地について、この新たな組織であるとくしま森林バンクが、初年度は120ヘクタールほど森林を取得しまして、森林管理を行いながら、その分はJ-クレジットというのを発行していきたいと考えております。

黒崎委員

民有林でいろいろな問題があるではないですか。境界の確定の話もありますよね、こういったことも進めながらという受取り方でよろしいですか。

平島スマート林業課副課長

まずは、県南部というところで、所有権界とか、森林管理を委託したいという意向が分かっている所から進めていきたいと考えております。

黒崎委員

これは積極的に進めていただきたいと思いますので、期待をしております。よろしくお願い申し上げます。

あと、最後もう1点ございます。この徳島県版・脱炭素ロードマップ骨子(案)の中の地球温暖化防止活動推進員、地域をつなぐ人材の育成というところでございます。

この人材を作ること、そして活動していただくということでございますが、具体的にいつ頃から始めようとされているのか、それが決まっていればお教えいただきたいと思っております。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、黒崎委員から、地球温暖化防止活動推進員など地域をつなぐ人材の育成について御質問いただきました。

脱炭素化実現のためにはこれまでの事業者と家庭がそれぞれの立場で進めてきた取組を地域の中で結び付け、相乗効果が期待できる脱炭素ドミノを起こし、県内全域に展開して

いくことが重要と考えております。

そこで、事業者と家庭の取組を地域の中で結び付ける脱炭素の旗振り役や、地域の関係者をつなぐコーディネーター役として活躍していただこうと考えておりますのが、委員お話しのお徳島県地球温暖化防止活動推進員でございます。この地球温暖化防止活動推進員は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、設置したものでございます。

活動といたしましては、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。また住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガス排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。温室効果ガスの排出抑制等のために、国又は地方公共団体の行う施策の必要な協力をすることとなっております。

具体的には、地域の集会で地球温暖化防止活動の話合いをしたり、市民団体や学校等でエコ実験を交えた出前講座の開催であったり、あるいは植樹活動とか木育活動への参加、また清掃活動、ごみゼロ運動キャンペーン、あるいはマイバック運動の推進などが具体的な活動となっております。

この推進員、現在24名おりますが、今後は研修等を通じて一人一人が主体となって今ある技術で取り組める脱炭素施策は何か、地域の抱える課題は何かといった脱炭素対策に関する最新の知見を習得していただくとともに、習得した知見を必要とする住民や事業者に情報提供する中で、把握した課題をまた行政にフィードバックしていただく。そして、人材、技術、情報、資金が地域の中で好循環を生み出す仕組みづくりに積極的に関わっていただけるよう、技能の向上を図ってまいりたいと考えております。

時期については、できるだけ速やかにということで、具体的には決まっておりません。

それと、先ほど、温暖化対策に対する金融面での評価ということで、TCFDというのが2016年にできております。それが気候変動に関する財務状況の開示を促すような組織として設立されております。

黒崎委員

また足りない部分は後日説明を頂きたいと思います。今日はこれで終わりたいと思います。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(13時41分)